公 示 第 １ ６ ５ 号
令和８年１０月１６日

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長　山口　哲郎

令和８年度　生成ＡＩを用いた代替案分析業務に係る実効性検証の支援役務の契約希望者募集要領

生成ＡＩを用いた代替案分析業務に係る実効性検証の支援役務の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

１　調達品等の概要等

別紙のとおり。

２　募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

①　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

②　令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していること。

③　令和７年度調査研究「代替案分析業務における生成ＡＩ機能の活用に関する検討役務」に関する知識及びＫＧ拡張ＲＡＧの技術を有していること。

④　本件を履行可能な態勢（人員、設備、安全管理等）を確保することができること。

⑤　下請業者へ一部業務委託する場合は、委託させる業務の内容に応じて、上記③項～④項を満たしていること。

⑥　防衛装備庁が定める役務等請負契約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。

⑦　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官から又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。

⑧　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑨　都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3　応募方法

①　応募する者は、別記様式の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）及び次の項目を証明する具体的資料（以下「関係資料」という。）を提出しなければならない。

ただし、関係資料の提出に関しては、過去１年以内に、別の募集要領において既に防衛省側に提出している場合は、申請書に当該募集要領の公示番号と日付とともに提出済みである旨を記載することにより省略することができる。

ア　競争参加資格に係る資格審査決定内容

イ　前項③に示す技術的要件等を満たしていることを証明する資料

ウ　前項④に示す体制等を証明する資料（組織図、実施計画、安全管理体制等）

エ　前項⑤を満たしていることを証明する資料及び下請（予定）企業一覧表（なお、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を添付すること。）

②　申請書及び関係資料（以下「提出資料」という。）は提出期限までに提出先に１部をメール送付、持参又は郵送（必着又は消印有効）するものとする。

③ 提出期限　　令和８年１１月６日（金）

④ 提出時間　　午前９時３０分から午後６時００分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

⑤ 提出先　　東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛装備庁長官官房会計官付経理室契約係
03-3268-3111　（内線35865）
メールアドレス：keirishitsu.keiyaku@atla.dss.mod.go.jp

4　調達概要の交付時期、交付場所及び交付方法

① 交付期限　　令和８年１１月６日（金）

② 交付時間　　３．④に同じ。

③ 交付場所　　３．⑤に同じ。

④ 交付方法　　手渡し又はメールによる交付。

5　提出資料の審査等

①　提出資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

②　提出資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から３．①に係る調査を実施するための協力依頼があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該工場等（下請負者の工場等を含む。）への立ち入りを含む調査に協力しなければならない。

③　提出資料により、契約の円滑な履行能力を有する者を選定する。

④　指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者とが募集した場合には、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者は選定しない。

6　審査結果の通知等

審査の結果、契約の円滑な履行能力があるとされた者については、指名候補者名簿に登録するとともに、その旨を通知し、その他の者については非登録通知を行う。

7　指名候補者名簿に登録されなかった者に対する理由の説明

①　指名候補者名簿に登録されなかった者は、契約担当官等に対して登録されなかった理由（以下、「非登録理由等」という。）について、非登録通知をした日の翌日から起算して、５日（休日を含まない。）以内に書面をもって説明を求めることができる。

ア　提出時間　　３．④に同じ。

イ　提出場所　　３．⑤に同じ。

ウ　その他　　書面は、持参又は郵送（必着又は消印有効）するものとする。

②　契約担当官等は、非登録理由等について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して、５日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8　提出資料の提出に当たっての留意事項

①　応募に当たっての官給品及び貸付品の貸与は行わない。

②　提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登録しない。

また、防衛装備庁における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

③　５．①又は５．②について、正当な理由無く応じなかった者は、当該品目の指名候補者名簿へ登録しない。

④　提出資料の作成、提出、説明及び５．②の調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

⑤　提出資料は返却されない。

但し、提出資料は、応募者の許可無く他の目的に使用しない。

⑥　提出期限を過ぎてからの提出資料の差替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。

⑦　提出資料に自社以外のものがある場合は、事前に著作物等の利用による問題は、応募者の責任において処理しておくとともに、出所元及び出典名を明らかにすること。

９　応募者の義務

①　指名候補者名簿へ登録された者（以下「指名名簿登録者」という。）には、品目毎に調達要求があり、指名名簿登録者が一者の場合には随意契約の通知が行われ、複数者の場合には指名競争入札の通知が行われる。

なお、指名候補者名簿へ登録されているとしても、著しい経営状況の悪化等により随意契約の相手方として適当と認められなくなった者、指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者及び２．⑦の措置を受けたこととなった者は、随意契約又は指名競争入札の通知を行わない。

②　指名名簿登録者で指名競争入札の通知を受けた場合には、防衛装備庁入札及び契約心得（地方調達）（平成３１年４月１日）を熟知の上、応募条件に著しい変更があった場合を除き入札に参加しなければならない。

③　指名名簿登録者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。

④　応募者は、官が交付した調達概要の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

１０　その他

①　本件については調達予定であり、今後必ず調達があることを保証するものではなく、また内容を変更する場合がある。

②　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

③　指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせないとして募集した者が、契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

④　契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

（別記様式）

契 約 希 望 申 請 書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長　山口　哲郎　殿

住　　所
会 社 名
代 表 者
担 当 者
連 絡 先

当社は、公示第　　号（令和　　年　　月　　日）に基づく、

調達件名 ： 生成AIを用いた代替案分析業務に係る実効性検証の支援役務

について、受注体制が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、契約相手方に指名されることを希望します。

なお、別添のとおり関係資料を添付します。

添付書類：　1　資格審査結果通知書（写し）
2　技術的要件を満たしていることを証明する資料
3　体制等を証明する資料
4　下請（予定）企業一覧表（上記2～3項を満たしていること。）

別紙

調達概要について

調達件名　：　生成ＡＩを用いた代替案分析業務に係る実効性検証の支援役務

調達概要　：　仕様書のとおり

納期　　：　令和９年３月３１日

納地　　：　防衛装備庁